

新旧対照表（抄）

○ 中央区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例（平成二十五年三月中央区条例第二十八号）

新	旧
（園路及び広場） 第三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下「令」という。）第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合は、当該園路及び広場のうち一以上は、次に掲げる基準に適合させなければならない。 一 階段（当該階段の踊場を含む。）を設ける場合は、区規則で定める基準に適合させるとともに、傾斜路を併設するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものをもって傾斜路に代えることができる。 二 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び令第二十二條第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせ、路面に敷設したもののその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けるものとする。 三 次条から第九条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第	（園路及び広場） 第三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下「令」という。）第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合は、当該園路及び広場のうち一以上は、次に掲げる基準に適合させなければならない。 一 階段（当該階段の踊場を含む。）を設ける場合は、区規則で定める基準に適合させるとともに、傾斜路を併設するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものをもって傾斜路に代えることができる。 二 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び令第二十一條第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせ、路面に敷設したもののその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けるものとする。 三 次条から第九条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第

新	旧
百十号) 第二条第二項の主要な公園施設に接続しているものとする。 四 出入口、通路及び傾斜路(第一号の傾斜路及び階段又は段に代わり設けられる傾斜路をいう。)は、区規則で定める基準に適合するものとする。 附 則 この条例は、令和七年六月一日から施行する。	百十号) 第二条第二項の主要な公園施設に接続しているものとする。 四 出入口、通路及び傾斜路(第一号の傾斜路及び階段又は段に代わり設けられる傾斜路をいう。)は、区規則で定める基準に適合するものとする。